

ろう重複障害者への  
コミュニケーション支援の実態について  
—— 相談支援専門員の手話スキルに関する視点からの分析 ——

甲 斐 更 紗・金 澤 貴 之・二 神 麗 子  
吉 村 京 子・木 村 素 子

**Survey on the Actual Situation of Communication Support  
for Persons with Deafness and Multiple Disabilities:  
Analysis of Sign Language Skills of Consultation Support Specialists**

Sarasa KAI, Takayuki KANAZAWA, Reiko FUTAGAMI,  
Kyoko YOSHIMURA and Motoko KIMURA



# ろう重複障害者への コミュニケーション支援の実態について

—— 相談支援専門員の手話スキルに関する視点からの分析 ——

甲 斐 更 紗<sup>1)</sup>・金 澤 貴 之<sup>2)</sup>・二 神 麗 子<sup>1)</sup>

吉 村 京 子<sup>3)</sup>・木 村 素 子<sup>2)</sup>

1) 群馬大学教育学部障害児教育講座 (日本財団事業)

2) 群馬大学教育学部障害児教育講座

3) (前)社会福祉法人ゆずりは会

(2019年9月25日受理)

## Survey on the Actual Situation of Communication Support for Persons with Deafness and Multiple Disabilities: Analysis of Sign Language Skills of Consultation Support Specialists

Sarasa KAI<sup>1)</sup>, Takayuki KANAZAWA<sup>2)</sup>, Reiko FUTAGAMI<sup>1)</sup>

Kyoko YOSHIMURA<sup>3)</sup> and Motoko KIMURA<sup>2)</sup>

1) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University (The Nippon Foundation Project)

2) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University

3) Social Welfare Juridical Person Yuzurihakai (previous workplace)

(Accepted September 25th, 2019)

キーワード：ろう重複障害者 相談支援専門員 手話

### 1. はじめに

聴覚障害と他の障害を併せ有する「ろう重複障害」の固有の困難さは、聴覚障害があるゆえにコミュニケーションが遮断されることに起因して、認知発達が阻害されることにある。そしてこの困難さはろう重複障害児・者の全人的発達に影響を及ぼす。そのような固有の困難さを併せ有するろう重複障害児・者への対応は、聴覚障害に関する配慮と他の障害に関する配慮を足し合わせた支援をするだけにはとどまらず、ろう重複障害児・者の独自のコミュニケーションニーズなどに応じた支援が求められる。

ろう者が理解・表現に用いるコミュニケーション

手段に手話、指文字、口話などがあるが、ろう重複障害児・者の場合、手話が他のコミュニケーション手段と比較して理解・表現とともに高い割合で用いられている(永石, 2007)。手話が用いられる理由として、書記日本語や口話の獲得が難しいとされるろう重複障害者(金澤, 2013など)にとって、手話はコミュニケーションや言語獲得の入力として適しているとされ、手話によるコミュニケーションを基本とすることで人とのかわりが広がる(日本の聴覚障害教育構想プロジェクト委員会, 2005)ことが挙げられる。

それゆえに、手話を始めとする、ろう重複障害者に対応したコミュニケーション支援スキルをより多

くの支援者（特別支援学校教員や相談支援専門員など）が十分に有しているかどうか、ろう重複障害児・者の認知発達、全人的発達の支援につながる。

しかし、ろう重複障害者に対応したコミュニケーション支援スキルに長けている支援者（特別支援学校教員、相談支援専門員）の数はかなり少ないと考えられる。そのため、多くの支援者が、ろう重複障害者への手話などによるコミュニケーション支援スキルを習得するかが重要な意味をもつが手話を始めとしたろう重複障害者に対応したコミュニケーション支援スキルの実態が明らかにされていない。

以上のような問題意識に立脚し、ろう重複障害者や関係者のコミュニケーションの実態などについて明らかにすることが求められよう。まずは、ろう重複障害者に関わる支援者の中の一つの専門職である相談支援専門員に焦点をあてて、相談支援専門員のろう重複障害者へのコミュニケーション支援の実態を明らかにしていく必要がある。

## 2. 目的

本稿では、相談支援専門員の「手話習得経験の有無」による、ろう重複障害者とのコミュニケーション実態にどのような差が生じるかを明らかにし、ろう重複障害者へのコミュニケーション支援スキル習得の在り方について示唆を得ることを目的とした。

## 3. 方法

### (1) 調査対象と調査方法

全国の相談支援専門員を対象とした。日本相談支援専門員協会事務局に調査協力を依頼し、日本相談支援専門員協会事務局から個人会員、団体会員に質問紙を郵送配布し、郵送により回収した。送付した質問紙は1984件であった。

### (2) 調査時期

2019年1月下旬から2月下旬。

### (3) 調査内容と調査項目作成

#### 1) 調査内容

調査内容の項目は次の通りである。

- ①回答者の属性について：所属機関の機能（複数回答）、相談支援の業務内容（複数回答）、聴覚障害や手話に関する所有資格（複数回答）、手話習得経験の有無（「有る」「無し」の2件法）、手話習得経験の年数、ろう重複障害者との関わりの経験の有無（「有る」「無し」の2件法）、関わりの経験の年数についての回答を求めた。
- ②ろう重複障害者と関わるときのコミュニケーション手段について：「手話」「口話」「筆談」「身振り」「絵カードや写真の利用」「独自の身振り」「指差し」「具体物の利用」「手話通訳利用」「文字通訳利用」「その他」のコミュニケーション手段の中から、特に大切と考えるコミュニケーション手段について一つ選択する方法で回答を求めた。
- ③「初回の段階」における関わりでの各コミュニケーション手段におけるコミュニケーション実態について：初回面談などで初めて関わる（以下、初回）段階にて、「手話」「口話」「筆談」「身振り」「絵カードや写真の利用」のそれぞれのコミュニケーションを用いた場合のコミュニケーション実態（「きわめて成立しにくい状態である」「簡単な指示や要求の伝達が通じ合える」「意志や感情の伝達が通じ合える」「日常生活を営む上で自由に相互的やりとりができる」のいずれから一つ選択）についての回答を求めた。
- ④「現在あるいは最終的」段階の関わりでの各コミュニケーション手段におけるコミュニケーション実態について：継続的に関わったり支援が終了したりする間際（以下、現在あるいは最終的）での段階にて、「手話」「口話」「筆談」「身振り」「絵カードや写真の利用」といったそれぞれのコミュニケーション手段を用いた場合のコミュニケーション実態（「きわめて成立しにくい状態である」「簡単な指示や要求の伝達が通じ合える」「意志や感情の伝達が通じ合える」「日常生活を営む上で自由に相互的やりとりができる」のいずれから一つ選択）についての回答を求めた。

## 2) 調査項目作成

話し手と聞き手より会話が成立している（藤本・大坊，2007）ことから、発信と受信があつてこそ、コミュニケーションが成り立つと考えられた。そのような観点からの質問項目の設定にあたって、永石（2007）による、ろう学校（聴覚特別支援学校）教員とろう重複障害児とのコミュニケーション状況調査の質問項目、ろう重複障害者の専門施設における利用者や職員の状況調査（社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会・全国ろう重複障害者施設連絡協議会，2013）で実施されたコミュニケーション実態についての質問項目を参考にし、作成を試みた。

それぞれの質問項目で設定したコミュニケーション実態の意味については表1の通りである。まったくコミュニケーションが取れない状態を「きわめて成立しにくい状態である」とした。次に、「走りましよう」などの指示や「バナナをください」などの要求がお互いに通じ合う状態を「簡単な指示や要求の伝達が通じ合える」とした。そして、「食べたくない」「〇〇に行きたい」といった意思表示や、「どっちが好き？」と聞かれて「りんごが好き」というやりとりや「友達に会えなくて寂しい」など、お互いに通じ合う状態を「意志や感情の伝達が通じ合える」とした。また、「来週の月曜日に〇〇に行く」「12月24日が来るまで待ってね」などの時間概念についてのやりとりや、「銀行口座を開設したい」などの抽象的なイメージについてのやりとりがお互いに通じ合う状態を、「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」とした。

これらの調査項目の設定にあたり、A地域の相談支援事業所の相談支援専門員数人に予備調査を実施し、その妥当性を検討した。

### (4) 倫理的配慮

調査紙には、調査への回答は対象者の自由意志であり、回答を拒否した場合であっても不利益などは生じない、無記名の調査票であること、調査で得たデータの活用方法、回答は統計的に処理され個人が特定されるような形で公表されることはないことを明記した。また、調査紙の回答をもって本調査に同

意を得たこととした。

### (5) 分析

回答者全体の手話習得経験の有無とろう重複障害者との関わりの経験の有無、手話や聴覚障害に関する所有資格についての回答人数を集計し、回答人数に占める割合を算出した。

また、手話習得経験の経験が有る相談支援専門員と、ろう重複障害者との関わりの経験の経験が有る相談支援専門員の属性（所属機関の機能、相談支援業務の内容）の回答人数と回答人数に占める割合の算出を行なった。

そして、相談支援専門員を手話習得経験が有る相談支援専門員群（以下、手話習得経験有群）と手話習得経験が無い相談支援専門員群（以下、手話習得経験無群）に群分けし、それぞれ群での特に大切と考えるコミュニケーション手段についての回答人数と回答人数に占める割合の算出を行なった。

次に、ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員を手話習得経験有群と手話習得経験無群に群分けした。それぞれの群内でのろう重複障害者との「初回」及び「現在あるいは最終的」段階の関わりが「手話」である場合のコミュニケーション実態について、回答人数と回答人数に占める割合の算出を行なった。

## 4. 結果

発送した1,984件のうち、回答は509名（回収率25.6%）から得られた。そのうち、450名（回答者の88.2%）のデータを用いた。

### (1) 対象者の属性

調査対象者である相談支援専門員450名の手話習得経験の有無や手話習得経験の年数、ろう重複障害者との関わりの経験の有無や関わりの年数、手話や聴覚障害に関する所有資格についての集計結果を図1、図2、表2に示した。

手話習得経験が有る相談支援専門員が31名（6.9%）、手話習得経験が無い相談支援専門員が419

表1 コミュニケーション実態の意味について

コミュニケーション実態の程度	意 味
きわめて成立しにくい状態である	まったくコミュニケーションが取れない状態である
簡単な指示や要求の伝達を通じ合える	「走りましょう」などの指示や「バナナをください」などの要求がお互いに通じ合う状態である
意志や感情の伝達を通じ合える	「食べたくない」「〇〇に行きたい」といった意思表示や、「どっちが好き？」と聞かれて「りんごが好き」というやりとりや「友達に会えなくて寂しい」など、お互いに通じ合う状態である
日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる	「来週の月曜日に〇〇に行く」「12月24日が来るまで待ってね」などの時間概念についてのやりとりや、「銀行口座を開けたい」などの抽象的なイメージについてのやりとりがお互いに通じ合う状態がある

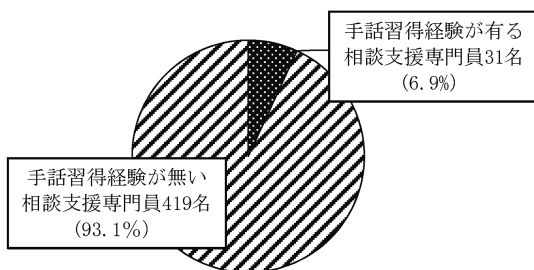


図1 相談支援専門員の手話習得経験の有無

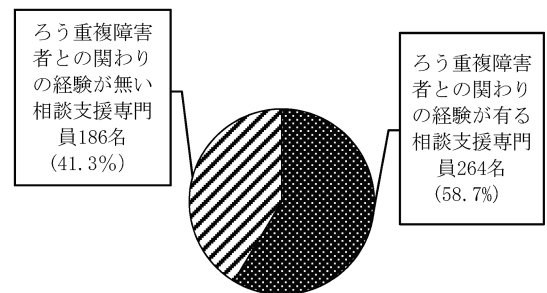


図2 相談支援専門員のろう重複障害者との関わりの経験の有無

名(93.1%)であった(図1)。手話習得経験が有る相談支援専門員の手話習得経験の年数(表2)については、1年以上5年未満が最も多く、13名(50.0%)であった。10年以上の手話習得経験が有る相談支援専門員が9名(34.6%)、5年以上10年未満が3名(11.5%)、1年未満が1名(3.9%)であった。

ろう重複障害者との関わりの経験の有無について、ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員は264名(58.7%)、関わりの経験が無い相談支援専門員は186名(41.3%)であった(図2)。ろう重複障害者との関わりの経験年数の平均は6年9ヶ月であった(表2)。そのうち、関わりの経験年数が1年以上5年未満の相談支援専門員が最も多く、84名(34.4%)であった。次いで、1年未満の相談支援専門員が64名(26.2%)、5年以上10年未満は58名(23.8%)であり、10年以上は38名(15.6%)

であった。

手話や聴覚障害に関する所有資格(表2)については、手話や聴覚障害に関する資格を所有していない相談支援専門員(無回答も含める)が389名(94.0%)、特別支援学校(聴覚障害以外)教員免許を所有している相談支援専門員が9名(2.2%)であり、次いで手話通訳者(全国手話通訳者統一試験合格者、都道府県及び市町村登録の手話通訳者)が6名(1.4%)、手話通訳士が2名(0.5%)、要約筆記者が2名(0.5%)、その他が6名(1.4%)であった。なお、特別支援学校(聴覚障害)の教員免許を所有している相談支援専門員は皆無であった。

ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員、手話習得経験が有る相談支援専門員の属性(所属機関の機能、相談支援業務の内容)についてそれぞれ明らかにした。その結果を表3に示した。

表2 調査協力者の属性

(n = 450)

項目	カテゴリー	人数 <sup>注1</sup>	回答比率 (%)
手話習得経験が有る相談支援専門員の手話習得経験の年数	1年以上5年未満	13	50.0
	10年以上	9	34.6
	5年以上10年未満	3	11.5
	1年未満	1	3.9
ろう重複障害者との関わりの経験がある相談支援専門員の関わりの年数	平均6年9ヶ月		
	1年以上5年未満	84	34.4
	1年未満	64	26.2
	5年以上10年未満	58	23.8
手話や聴覚障害に関する所有資格(複数回答)	無し(無回答も含む)	389	94.0
	特別支援学校(聴覚障害以外)教員免許	9	2.2
	手話通訳者(手話通訳者全国統一試験合格または都道府県または市町村登録手話通訳者)	6	1.4
	手話通訳士	2	0.5
	要約筆記者	2	0.5
	特別支援学校(聴覚障害)教員免許	0	0.0
その他	6	1.4	

注1: 各項目でさらに欠損値及び無回答を除外して分析したため、合計人数が異なる場合がある。

表3 「手話習得経験が有る」と「ろう重複障害者との関わりの経験が有る」相談支援専門員の所属機関の機能・相談支援業務 (上段: 人数 下段: 回答比率 (%))

	所属機関の機能 (複数回答)						相談支援業務の内容 (複数回答)					
	障害福祉サービス事業所	基幹相談支援センター	地域活動支援センター	市町村など	その他	計	指定特定相談支援事業	指定障害児相談支援事業	指定一般相談支援事業	市町村の障害者相談支援事業	その他	計
手話習得経験が有る相談支援専門員	24 (64.9)	7 (18.9)	2 (5.4)	1 (2.7)	3 (8.1)	37 (100.0)	23 (26.4)	23 (26.4)	22 (25.3)	17 (19.5)	2 (2.4*)	87 (100.0)
ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員	208 (72.5)	43 (15.0)	22 (7.7)	1 (0.3)	13 (4.5)	287 (100.0)	218 (34.2)	154 (24.1)	120 (18.8)	124 (19.4)	22 (3.5*)	638 (100.0)

\*は調整箇所である。

手話習得経験が有る相談支援専門員での所属機関の機能にて、最も多かったのは障害福祉サービス事業所の24名(64.9%)であった。次いで、基幹相談支援センターが7名(18.9%)、地域活動支援センターが2名(5.4%)、市町村などが1名(2.7%)、その他が3名(8.1%)であった。相談支援業務の内容では、指定特定相談支援事業が23名(26.4%)、指定障害児相談支援事業が23名(26.4%)、指定一

般相談支援事業が22名(25.3%)、市町村の障害者相談支援事業が17名(19.5%)、その他が2名(2.4%)であった。

ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員の所属機関の機能にて最も多かったのは障害福祉サービス事業所の208名(72.5%)であった。次いで、基幹相談支援センターが43名(15.0%)、地域活動支援センターが22名(7.7%)、市町村な

表4 相談支援専門員の手話習得経験の有無による「ろう重複障害者」との関わりで特に大切と考えるコミュニケーション手段の違い  
(上段：人数 下段：回答比率(%)

	手話	手話通訳	絵カード・写真の利用	口話	独自の身振り	文字通訳	筆談	その他 <sup>注2</sup>	計
手話習得経験有群 (n = 15)	4 (26.7)	4 (26.7)	4 (26.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)
手話習得経験無群 (n = 164)	17 (10.4)	34 (20.7)	16 (9.8)	9 (5.5)	6 (3.7)	1 (0.6)	58 (35.4)	23 (13.9)	164 (100.0)

注2：その他は「具体物の利用」「サイン（マカトン含む）」「指差し」などである。

どが1名(0.3%)、その他が3名(4.5%)であった。相談支援業務の内容では、指定特定相談支援事業が218名(34.2%)であり最も多かった。指定障害児相談支援事業が154名(24.1%)、指定一般相談支援事業が120名(18.8%)、市町村の障害者相談支援事業が124名(19.4%)、その他が22名(3.5%)であった。

## (2) ろう重複障害者への関わりにおけるコミュニケーション手段の認識について

相談支援専門員の手話習得経験有群及び手話習得経験無群のろう重複障害者との関わりにて特に大切と考えるコミュニケーション手段について、それぞれ明らかにした(表4)。

手話習得経験有群が特に大切と考えるコミュニケーション手段として捉えているのは、手話が4名(26.7%)、手話通訳が4名(26.7%)、絵カード・写真の利用が4名(26.7%)であり、それらが最も多かった。口話、独自の身振り、文字通訳に回答した人はそれぞれ1名(6.7%)であった。

手話習得経験無群において、特に大切と考えるコミュニケーション手段として捉えているのは、筆談が58名(35.4%)と最も多かった。次いで手話通訳が34名(20.7%)、手話が17名(10.4%)、絵カード・写真の利用が16名(9.8%)、口話が9名(5.5%)、独自の身振りが6名(3.7%)、文字通訳が1名(0.6%)、その他が23名(13.9%)であった。

手話習得経験有群において、特に大切と考えるコミュニケーション手段として「筆談」を選択する人はいなかったが、手話習得経験無群においては「筆談」が最も多い傾向があった。

## (3) ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員の手話習得経験の有無による、「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるろう重複障害者との関わりでの手話におけるコミュニケーション実態の捉えについて

コミュニケーション手段である「手話」を用いた場合の、ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員の「初回」及び「現在あるいは最終的」段階における手話習得経験の有無によるコミュニケーション実態を図3に示した。

### 1) 手話習得経験有群の「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるろう重複障害者との関わりでの手話におけるコミュニケーション実態(n=17)

手話習得経験有群の「初回」での段階で最も多かったコミュニケーション実態では、「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」が7名(41.2%)であり、次いで多かったのは「簡単な指示や要求の伝達を通じ合える」が5名(29.4%)、「きわめて成立しにくい状態である」は4名(23.5%)であった。最も少なかったのは「意志や感情の伝達を通じ合える」の1名(5.9%)であった。「現在あるいは最終的」段階にて最も多かったコミュニケーション実態は「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」の8名(47.1%)であった。次いで、「意志や感情の伝達を通じ合える」は4名(23.5%)、「きわめて成立しにくい状態である」は3名(17.6%)であった。最も少なかったのは「簡単な指示や要求の伝達を通じ合える」の2名(11.8%)であった。



(左側：人数 右側：回答比率(%) )

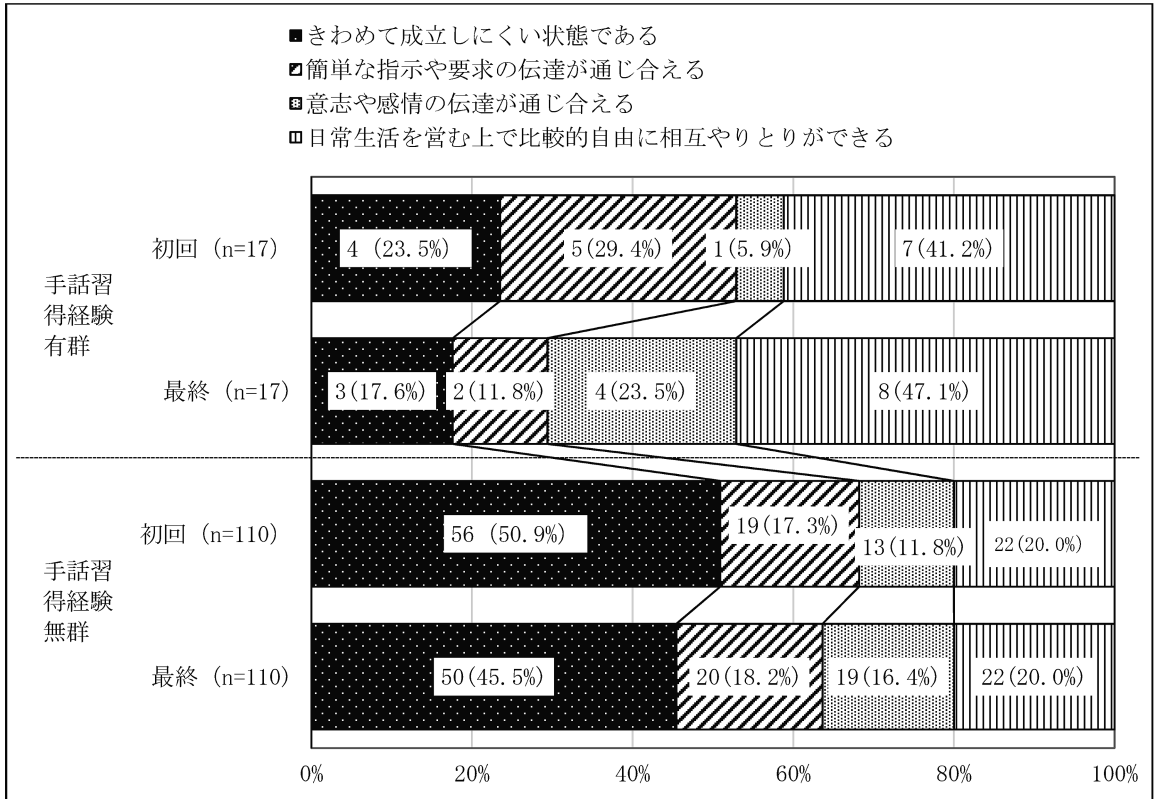


図3 「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるコミュニケーション手段が「手話」である場合の相談支援専門員の手話習得経験の有無によるコミュニケーション実態

2) 手話習得経験無群の「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるろう重複障害者との関わりでの手話におけるコミュニケーション実態 (n=110)

手話習得経験無群において、「初回」での段階で最も多かったコミュニケーション実態は「きわめて成立しにくい状態である」の56名(50.9%)であった。次いで多かったのが「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」は22名(20.0%)、「簡単な指示や要求の伝達を通じ合える」は19名(17.3%)であり、最も少なかったのは「意志や感情の伝達を通じ合える」の13名(11.8%)であった。「現在あるいは最終的」段階において最も多かったコミュニケーション実態は「きわめて成立しにくい状態である」の50名(45.5%)であった。

「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」は22名(20.0%)、「簡単な指示や要求の伝達を通じ合える」は20名(18.2%)、「意志や感情の伝達を通じ合える」は19名(16.4%)であった。

5. 考察

本稿では、相談支援専門員の「手話習得経験の有無」が、ろう重複障害者とのコミュニケーション実態にどのような差が生じるかを明らかにした。

(1) 相談支援専門員の属性について

今回の調査対象者である相談支援専門員のうち、手話習得経験が有る相談支援専門員は回答者全体の

6.9%であり、ろう重複障害者と関わりをもったことがある者が58.7%であった。さらにその者がろう重複障害者と関わった経験年数としては、1年以上5年未満が最も多く、全体の約3割ほどであった。5年以上の関わりの経験を有する相談支援専門員が全体の約4割近くであった。このことから、相談支援専門員にとって、ろう重複障害者との関わりは十分にありうることであり、そして長期的な関わりを続ける可能性が十分にありうる対象であることが考えられよう。

手話や聴覚障害に関する所有資格について、それらの資格を所有していない相談支援専門員が回答者全体のほとんどであった。このことから、相談支援専門員のほとんどが手話や聴覚障害についての知識や支援スキルをもっていない可能性が窺えた。

手話習得経験の有無による相談支援専門員の所属機関の機能や相談支援内容について、手話習得経験が有る相談支援専門員での所属機関の機能で最も多かったのが、障害者総合支援法で定められている介護給付と訓練等給付などのサービスが行われる事業者である障害福祉サービス事業所であった。また、相談支援の業務内容で最も多かったのは指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業であった。ろう重複障害者との関わりの経験の有無による相談支援専門員の所属機関の機能、相談支援業務の内容について、ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員が最も多かったのは障害福祉サービス事業所であり、相談支援業務の内容は、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、市町村の障害者相談支援事業が多かった。障害者総合支援法に基づく全国の障害福祉サービスの状況では、障害福祉サービス事業所は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）の介護給付に係る障害福祉サービスの事業所と自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助の訓練等給付に係る障害福祉サービス）などの事業所がある。そのような支援がされている事業所にろう重複障害者がつながっており、そのつな

ぎとして相談支援専門員が大きく関わっていることが推察された。また、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業はサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものである（厚労省、2018）。ろう重複障害者が日常生活や社会生活を送るために指定特定相談支援事業を利用することになるが、その時点で手話習得経験が有る相談支援専門員が存在するのは大きな意義があると考えられた。また、ろう重複障害者との関わりの経験がある相談支援専門員が多くいる障害福祉サービス事業所や指定特定相談支援事業が行われているところに手話があると、ろう重複障害者にとってコミュニケーションが通じ合いやすくなることが考えられた。

その一方で、厚労省（2019）の障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果によると、指定特定・指定障害児相談支援事業所9,623事業所、特定一般相談支援事業所数3,397事業所に配置されている相談支援専門員数は20,577人（平成30年4月時点）である。

今回の調査では、調査対象者の数が少なかつたため、全国にいる相談支援専門員の状況と比較することは難しい。そのため、必ずしも全国状況が本調査の結果通りであると確定はできない。しかし、全国的に2万人以上いる相談支援専門員の中で、手話習得経験が有る相談支援専門員が31名、ろう重複障害者との関わりの経験が有る相談支援専門員が264名であったことから、ろう重複障害者への支援ができる相談支援専門員が圧倒的に少ないことが窺えた。

## (2) ろう重複障害者への関わりにおけるコミュニケーション手段の認識について

手話習得経験有群が特に大切と考えるコミュニケーション手段として捉えているのは、「手話」「手話通訳」「絵カード・写真の利用」が最も多く、「筆談」を選択する人は皆無であった。手話習得経験無

群において、特に大切と考えるコミュニケーション手段として捉えているのは、筆談であったことが特徴的であった。このことから、手話などの知識・技能についての認識が不十分であるために、ろう重複障害者との関わりにおけるコミュニケーション支援スキルの範囲が「筆談」に制限されることが窺えた。

手話習得経験有群の「特に大切と考えるコミュニケーション手段」は15名という少ない人数の中での回答であった。そのため、他の相談支援専門員の状況がそのまま調査の結果に反映されているかどうかの判断が難しいと考えられよう。

### (3) ろう重複障害者との関わり経験がある相談支援専門員の手話習得経験の有無による、「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるろう重複障害者との関わりでの手話におけるコミュニケーション実態の捉えについて

手話習得経験有群の「初回」及び「現在あるいは最終的」段階にてみられた最も多いコミュニケーション実態は「日常生活を営む上で比較的自由に相互的やりとりができる」であった。このことから、初回からの段階において、相談支援専門員が手話に関わることによって、ろう重複障害者との間に比較的自由に相互的なやりとりが継続されることが考えられた。

今回の調査の対象者の人数の少なさから、手話習得経験有群の「初回」及び「現在あるいは最終的」でのコミュニケーション実態の変化が必ずしも本調査で得られた結果通りというわけではない可能性も考えられる。しかし、「初回」及び「現在あるいは最終的」段階におけるコミュニケーション実態には大きな変化はみられなかった。

手話習得経験無群での手話に関わったときのコミュニケーション実態について、「初回」及び「現在あるいは最終的」段階で最も多かったのは「きわめて成立しにくい状態である」であった。しかし、「初回」は50.9%であった「きわめて成立しにくい状態」が「現在あるいは最終的」では45.5%になっていたことから、継続的に関わることで、コミュニケーション実態が有意義なものになることが推察された。こ

れらの結果が確実なものであるかどうか丁寧に検討を行う必要がある。

全体的にみると、初回の段階から手話などの知識・技能を有することで、ろう重複障害者と継続的に関わることができ、それらがコミュニケーション実態に影響を及ぼすことが推測された。

以上のことから、ろう重複障害者に関わる相談支援専門員において手話などの知識・技能が不足していることが推察され、相談支援専門員は手探りで試行錯誤するなど、ろう重複障害者に関わっていることが窺えた。

だが、このことは相談支援専門員自身の問題として捉えるのではない。相談支援専門員の要件は実務経験者（障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験）であること、相談支援従事者初任者研修を修了することである。そして、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修を修了しなければならない。相談支援従事者初任者研修は、都道府県知事が行う研修であり、障害児・者及び障害児の保護者の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的としている（坂本，2019）。また、相談支援従事者初任者研修の内容は障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義、ケアマネジメントの手法に関する講義、地域支援に関する講義、ケアマネジメントプロセスに関する演習の計31.5時間で構成されている。相談支援従事者現任研修は、障害福祉の動向に関する講義・地域生活支援事業に関する講義、相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義、協議会に関する講義、ケアマネジメントに関する演習の計18時間である。研修内容をみると、障害種別の知識や支援について専門的に学ぶ内容が設定されておらず、手話や聴覚障害について学ぶことが困難であることが窺えた。そのため、相談支援業務に従事する中で、ろう重複障害者と出会ってなにも分からないまま、対応することが推察される。聴覚障害者関連団体が相談支援事業所の指定を受けて対応す

る例（社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会・全国ろう重複障害者施設連絡協議会，2013）がいくつかあり、聴覚障害者関連団体と連携して手話や聴覚障害について理解を深めながらろう重複障害者への支援をしているが、それは稀な例であると考えられる。常日頃は相談支援専門員が孤独孤軍で奮闘していることが考えられ、そのような状況に対する対応が求められよう。

#### （4）総合考察と今後の課題

ろう重複障害者と相談支援員専門員を始めとする支援者との関わりにおいて、支援者側が手話などの知識・技能をもつか、もしくは手話に対する認識があるかによって、コミュニケーション実態が大きく左右されることが窺えた。また、関わり合いの中でコミュニケーション実態が変わっていく状況があるならばなおのこと、初回の段階で支援者側がどの程度手話などの知識・技能をもっているかが重要な意味をもつのではないだろうか。

今回の調査で得られたデータ数が少ないということもあり、必ずしも全国的な状況が明らかになったとはいえないところもあろう。また、手話習得経験有群の人数が少なかつたため、手話習得経験無群との詳細な比較検討ができなかつた面がある。質問紙調査の回収率を上げ、より多くの相談支援専門員を対象としてさらに検討を行うことが今後の課題である。

そして、どのような状況でどの程度の手話を活用すれば、ろう重複障害者へのコミュニケーション支援の質の向上につながるのかを含めて、より詳細な検討が必要であろう。

また、相談支援専門員や特別支援学校教員などの支援者向けに手話などの知識・技能などの研修などを実施することで、手話などの知識・技能を有する支援者が増え、ろう重複障害者へのコミュニケーション支援の質の向上につながる事が考えられた。どのような研修内容、どの程度の手話などの知識・技能の研修を行うべきかなどの研修カリキュラムの開発を進めていくことが今後の課題であろう。

**付記：**厚生労働省平成30年度障害者福祉総合推進事業「聴覚障害と他の障害を併せ持つためにコミュニケーションに困難を抱える障害児・者に対する支援の質の向上のための検討」の結果（調査A）を、2019年度日本財団助成「学術手話通訳に対応した専門支援者の育成」事業として更に分析加筆しました。調査にご協力いただきました皆様に感謝の意を記します。

#### 〈引用・参考文献〉

- 藤本学・大坊郁夫（2007）コミュニケーション・スキルに関する諸因子の階層構造への統合の試み。パーソナリティ研究，15(3)，347-361。
- 金澤貴之（2013）手話の社会学—教育現場への手話導入における当事者性をめぐって—。生活書院。
- 厚生労働省（2019）障害者相談支援事業実施状況調査。2019年2月7日。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000504495.pdf>（2019年8月31日閲覧）。
- 厚生労働省（2018）障害のある人に対する相談支援について。2018年6月2日。 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/soudan.html>（2019年8月31日閲覧）。
- 永石晃（2007）重複聴覚障害児への教育的支援に関する基盤的研究—重複聴覚障害の実態に関する調査とその検討—。重複聴覚障害をかかえる児童・青年期の人々とその家族への支援—子どもと家族への教育的・心理的支援の実践と展開—。日本評論社，149-182。
- 日本の聴覚障害教育構想プロジェクト委員会（2005）日本の聴覚障害教育構想プロジェクト最終報告書。（財）全日本ろうあ連盟／ろう教育の明日を考える連絡協議会。
- 坂本洋一（2019）障害者総合支援法に基づく主な専門職。社会福祉士養成講座編集委員会（編）新・社会福祉養成講座14 障害者に対する支援と障害者自立支援制度』中央法規出版，216-220。
- 社団法人埼玉聴覚障害者福祉会・全国ろう重複障害者施設連絡協議会（2013）ろう重複障害の支援に関する調査事業報告書—一人一人が輝く社会をめざして—。